

令和7年度 大田区 認証保育所の指導検査

概要編

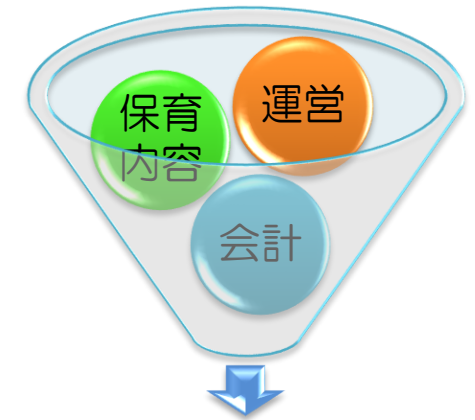
大田区こども未来部保育サービス課指導検査担当

指導検査 概要編

- 1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠
- 2 大田区における運営基準と検査の範囲
- 3 区の立入調査（指導検査）の流れ
- 4 令和6年度主な指摘・指導事項（認証保育所）
- 5 大田区指導検査結果の公表

1-1 大田区の認証保育所指導検査の目的と法的根拠

- 保育所等における子どもの安全管理や適切な保育・支援の実施の重要性はますます大きくなっており、保育の質の確保と更なる向上を目指すためにはこれまで以上に指導検査の確実な実施が求められている。
- （指導検査実施方針）



保育の質
確保・向上

■ 立入調査（指導検査）の法的根拠

（１）子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条 及び同法第58条の8

※ 令和元年10月から幼児教育無償化の対象となる認可外保育施設が
市区町村の指導検査の対象となった。この施設を「特定子ども・子育て支援施設等」という。

■ 立入調査（指導検査）の根拠

（２）大田区認証保育所事業実施要綱第4条（助言・指導）

第4条 区長は、設置者に対し、東京都実施要綱16に定められた指導検査を行うほか、次に掲げる事項について報告を求め、又は職員をして実地に調査
させ、助言又は指導することができる。

- （１）保育内容等に関すること。
- （２）事故、過失等があった場合は、その内容に関すること。
- （３）その他区長が必要と認めること。

1-2 立入調査（指導検査）の根拠

■立入調査（指導検査）の根拠 （3-3）

（3）東京都認証保育所事業実施要綱 16（指導監督）

設置者は、児童福祉法等に基づく、東京都及び区市町村の指導監督に応じなければならない。指導監督は、原則として別に定める基準により行う。（以下省略）

「東京都認証保育所指導監督基準」（東京都福祉局のホームページで公表）



（4）東京都認証保育所事業実施要綱 20（東京都及び区市町村の調査等）

設置者は、16及び18で定める指導監督のほか、この要綱、細目及び区市町村で定める認証保育所運営費等補助金交付要綱など、東京都及び区市町村が定める認証保育所事業に関する各種規程における基準等の内容を設置者に遵守若しくは維持・継続させるために、東京都及び市区町村が、設置者に対して必要な報告を求める場合及び調査（立入調査を含む）を行う場合には、これに応じなければならない。

2 大田区における運営基準と検査の範囲

■東京都の要綱

- ・東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年 5 月 7 日 12福子推第1157号）
- ・東京都認証保育所事業実施細目（平成16年 1 月22日 15福子推第1032号）

■大田区の要綱

- ・大田区認証保育所事業実施要綱（平成13年 9 月21日決定）
- ・大田区認証保育所運営費等補助要綱（平成13年 9 月21日決定）

■大田区の検査の範囲は関係法令、自治体からの通知等も適用し、以下のとおり。

- ①施設の利用手続き、経理内容、運営費の請求、補助要綱の要件、利用者負担額等の受領に関する内容
- ②管理運営に関する内容（規程の作成、記録の整備、保育の内容、衛生管理、苦情解決など）
- ③設備・人員に関する内容（面積、職員配置など）
- ④他法（消防法、労働基準法等）に関する内容

■指導監督に関する基準

- ・東京都認証保育所指導監督基準（東京都福祉局指導監査部制定）
- ・大田区認証保育所指導検査基準（大田区こども未来部保育サービス課制定）

3 区の立入調査（指導検査）の流れ

1 一般的な確認指導の流れ（子ども・子育て支援法第30条の3において準用する第14条）

- ① 検査対象施設に対し、検査実施通知を送付（3～4週間前）
- ② 実地検査の実施（**検査は1日（午前9時30分～午後4時）を予定**）
- ③ 検査結果通知の送付
- ④ 改善状況報告書の提出（文書指摘がある場合）
- ⑤ 改善状況報告書の確認（再提出）

改善等がなされていないと判断した場合、再指導等

次回検査
への反映

2 確認監査の実施（子ども・子育て支援法第58条の8）

上記1番の指導から監査に移行する場合あり

- ① 著しい運営基準への違反が確認された場合
- ② 施設等利用費等の請求に著しい不正が疑われる場合
- ③ 意図的な隠ぺい等の悪質な不正が疑われる場合

※必要に応じ「事前通告なく」監査を行うことがある

※設置者が同じグループである系列園においても確認監査を行うことがある。

（ア）改善勧告、改善命令（子ども・子育て支援法第58条の9）

（イ）確認の取消し等（子ども・子育て支援法第58条の10）

4-1 令和6年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 運営管理

No	文書指摘	件数
1	施設長は施設の管理業務に専任すべきところ、施設長が他の業務を兼任していた。	4
2	避難・消火訓練を毎月実施していない。	3
3	実施要綱の基準に基づく保育従事職員を配置していない。	1
4	事業所防災計画を作成していない	1
5	不審者対策訓練を実施していない。	1
6	関係機関への緊急通報訓練が1年以内に一度も実施されていない。	1
	合計	11

4-2 令和6年度 主な指摘・指導事項（認証保育所）

■ 保育内容

No	文書指摘	件数
1	窒息の可能性のある玩具、小物等が保育環境に置かれていないかなどについて、定期的な点検を実施していない。	3
2	調理・調乳担当者の健康チェックが未実施である。	2
3	入所時の健康診断が未実施である。	2
4	開所時間に常勤有資格者が配置されていない。	1
5	献立表が未作成である。	1
6	1年に2回の定期健康診断のうち、1回目の定期健康診断が未実施の児童が複数名いた。	1
	合計	10

■ 会計経理

No	文書指摘	件数
1	保育料の徴収額が要綱に定める限度額を超えている。	1

5 大田区指導検査結果の公表

(1) 指導検査の結果を大田区ホームページで公表 (大田区指導検査実施要綱第19条第2項)

【公表の目的】

- ①保育所・保育施設の事業運営主体や職員が自主的な改善の取組みができるよう促す。
- ②保育事業運営の透明性の向上を図り、保育所・保育施設に対する区民の理解を得る。
- ③保育事業に携わる方が、問題の早期発見と自主的な改善の取組みに有効に活用できるよう促し、これにより一層、区民の理解を得る。

(2) 公表方法、時期、及び内容

- ①大田区ホームページ（HP ⇒ 生活情報 ⇒ 子ども ⇒ 保育 ⇒ 保育施設の指導検査⇒保育施設の指導検査結果）
- ②検査実施翌年度の10月頃に公表
- ③ホームページに掲載する際は、以下の項目を表にまとめて掲載

- ① 施設所在地 ② 施設名称 ③ 設置者 ④ 検査実施日 ⑤ 指摘事項の有無
- ⑥ 文書指摘の内容 ⑦ 改善状況（改善済、改善中、未改善） 等

(3) その他の公表事項

大田区福祉部が実施する社会福祉法人及び介護・障がい福祉サービス事業者に対する指導監査の結果と、こども未来部が実施する保育事業者に対する指導検査の結果を取りまとめた「社会福祉法人・福祉サービス事業者等指導監査（検査）結果報告書」を、福祉部のホームページに掲載

大田区ホームページ（HP ⇒ 生活情報 ⇒ 福祉 ⇒ 社会福祉法人・福祉サービス事業者等の指導監査（検査）⇒ 指導監査（検査）結果報告書）